

# 益田市所有建築物の屋根等に赤瓦を使用するための指針

## 第1 趣旨

この指針は、益田市所有建築物の屋根等に赤瓦を使用することについて必要な事項を定める。

## 第2 定義

この指針における赤瓦とは、島根県内産であり、且つ、瓦色については赤色又は来待色を基本とする。

## 第3 益田市有建築物に赤瓦を使用する意義

益田市に現存する、又は、かつて存在した自然や町並みの原風景を保全又は創設するためには、赤瓦で統一された景観を形成することは重要且つ有効な手段である。そこで、公共建築物は広く市民が利用する施設であることを踏まえ、益田市所有建築物に率先して赤瓦を使用することにより、赤瓦で統一された景観形成をする行政の意思を発信すると共に、市民が赤瓦の景観の良さを実感する視的感覚を提供する。その結果、民間施工の建築物において赤瓦を使用する気運の醸成を誘導する。

## 第4 益田市所有建築物における赤瓦使用の目標

益田市所有建築物の新築、増築又は改築を行う場合、原則として建築物の屋根等に赤瓦を使用する。ただし、増築又は改築で、既存屋根の材質が瓦よりも軽い場合で、構造上瓦屋根にすることが不可能な場合を除く。なお、この場合においても、屋根等の色彩は周辺との調和を考慮し景観への配慮に努めるものとする。

## 第5 民間事業者が施工する建築物における赤瓦使用の目標

国、県又は益田市から補助金等の交付を受ける民間事業者が行う新築、改築又は増築する建築物については、屋根等に赤瓦を使用した建築物となるように、庁内の情報の共有を図り、事業工程に沿った適切な時期に積極的に働きかける。この場合、庁内の情報共有をする組織は益田市公共施設デザイン検討委員会とする。

## 第6 益田市所有建築物の赤瓦使用について

美しい風景や町並み保存のために景観計画が策定された場合には、景観計画に定めた基準等を優先する。

## 附 則

この指針は、平成23年12月28日より施行する。